大規模の償却資産に係る都道府県分の課税標準額のうち当該償却資産に係る額は含まれないものとする。以下この項において同じ。）にそれぞれ〇・〇一〇五を乗じて得た額

［二　略］

三　地方税法第四百十条の規定により、市町村長が価格等を決定する償却資産に係る当該年度分の固定資産税の市町村分の課税標準額に〇・〇一〇三八四五を乗じて得た額

四　前年度以前の年度における第一号から前号までの各号に掲げる市町村分の課税標準額について総務大臣が過大又は過少と認めた額に、第一号及び第二号に係るものにあつては〇・〇一〇五を、前号に係るものにあつては〇・〇一〇三八四五をそれぞれ乗じて得た額の合算額

（軽自動車税の基準税額の算定方法）

第三十三条　軽自動車税の基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　次の表に掲げる区分ごとの下欄の額に、軽自動車等（地方税法第四百四十二条各号に掲げるものをいい、同法第四百四十三条及び附則第五十七条の規定により軽自動車税を課することができないもの又は同条の規定により納税義務を免除するものを除く。以下同じ。）の当該年度の四月一日現在の台数（次の各号に規定する軽自動車等の台数を除く。）を同表の上欄の区分に従い区分し、当該区分した台数をそれぞれ乗じて得た額の合算額に〇・九八一を乗じて得た額

［表略］

二　地方税法附則第三十条における税率の特例の対象となる軽自動車等について、次の算式によつて算定した額

算式

［｛(7,600円×α)×A｝＋｛(5,300円×β)×B｝］×0.981

ただし、(7,600円×α)及び(5,300円×β)に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、(7,600円×α)×A及び(5,300円×β)×Bに千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　軽自動車等のうち地方税法附則第30条第1項の規定の対象となるものの当該年度の4月1日現在の台数（以下この号において「重課に係る台数」という。）

B　軽自動車等のうち地方税法附則第30条第2項から第4項までの規定の対象となるものの当該年度の4月1日現在の台数（以下この号において「軽課に係る台数」という。）

α　次の算式によつて算定した市町村ごとの基準税率補正率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

(b／a)×(1／7.612)

ただし、b／aに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

β　次の算式によつて算定した市町村ごとの基準税率補正率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［二　同上］

三　地方税法第四百十条の規定により、市町村長が価格等を決定する償却資産に係る当該年度分の固定資産税の市町村分の課税標準額に〇・〇一〇三七四を乗じて得た額

四　前年度以前の年度における第一号から前号までの各号に掲げる市町村分の課税標準額について総務大臣が過大又は過少と認めた額に、第一号及び第二号に係るものにあつては〇・〇一〇五を、前号に係るものにあつては〇・〇一〇三七四をそれぞれ乗じて得た額の合算額

（軽自動車税の基準税額の算定方法）

第三十三条　軽自動車税の基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　次の表に掲げる区分ごとの下欄の額に、軽自動車等（地方税法第四百四十二条各号に掲げるものをいい、同法第四百四十三条及び附則第五十七条の規定により軽自動車税を課することができないもの又は同条の規定により納税義務を免除するものを除く。以下同じ。）の当該年度の四月一日現在の台数（次の各号に規定する軽自動車等の台数を除く。）を同表の上欄の区分に従い区分し、当該区分した台数をそれぞれ乗じて得た額の合算額に〇・九八二を乗じて得た額

［表同上］

二　地方税法附則第三十条における税率の特例の対象となる軽自動車等について、次の算式によつて算定した額

算式

［｛(7,600円×α)×A｝＋｛(5,200円×β)×B｝］×0.983

ただし、(7,600円×α)及び(5,200円×β)に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、(7,600円×α)×A及び(5,200円×β)×Bに千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　軽自動車等のうち地方税法附則第30条第1項の規定の対象となるものの当該年度の4月1日現在の台数（以下この号において「重課に係る台数」という。）

B　軽自動車等のうち地方税法附則第30条第3項から第5項までの規定の対象となるものの当該年度の4月1日現在の台数（以下この号において「軽課に係る台数」という。）

α　次の算式によつて算定した市町村ごとの基準税率補正率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

(b／a)×(1／7.564)

ただし、b／aに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

β　次の算式によつて算定した市町村ごとの基準税率補正率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）